

本学における図書館学課程20年の歩み

菅原春雄

I はじめに

本学の図書館学がスタートしたのは、昭和38年文芸科の創設と平行して選択科目の中に図書館学I、IIの8単位を設けた時から始まる。いわゆる司書教諭課程である。そして司書と司書教諭を含めた資格課程として昭和47年4月文部省の認可を得て図書館学課程として発足して今年で20年を迎えたが、昭和38年から数えると実に28年にもなる。

図書館学課程として正式のスタートは、やはり昭和47年4月である故、今年は創設以来から数えて20年を迎えたことになる。¹⁾

筆者は昭和47年の開設当時からの関りのあった者として、また現在その責任を持つ者として、常にこれまでの実績成果をまとめておかなければと痛感していたところであるが、今年はその節目として20年の記録をまとめておくことによって、後の課程史の参考になればと思ひ今回の執筆になった。

II 図書館学及び図書館員養成のはじめ

まず、はじめに、図書館学及び図書館員養成の始まりから概説していく。図書館学の用語を最初に用いた人は、ドイツの図書館学者Martin Wilibald Schrettingerが1808年用いた言葉で「Bibliothekswissenschaft」という。また欧米ではLibrary Science, Library studies, Library economy, Librarianship, といい、最近の言葉としてLibrary and Infor-

mation Scienceすなわち図書館情報学を図書館学として表現しているのが一般的用語となっている。日本では当初書籍館学から図書館学と言うようになり、今日では欧米同様に、図書館情報学と言うようになってきた。このことは従来の図書館学に情報学を取り入れ多角的視野あるいは学際的領域を含めた学問領域になって、広範囲の分野まで扱い、それに対処しなければならなくなったためではないかと思われる。さて次に図書館学とはを調べてみる。

ALAの図書館情報学辞典によれば、図書館学とは「利用者・地域社会の情報要求と必要とに適合するよう情報記録が選択、獲得、組織化、有用化されるための知識と練達」という。又情報の定義概念を次のように示している。情報とは「何らかの形で、公式、非公式に伝達記録、出版、頒布されてきたあらゆる思想、事実、そして心の想像的産物」と定義し、情報学は「その情報をあらゆる形態に創造、利用、管理することについて研究する」として、この両者を総合したものが、図書館情報学と言える。又日本における用語を見れば、図書館学とは「狭義には図書館員として専門的な業務を遂行するために必要とされ、図書館員養成のためのカリキュラムの内容となる知識や技術の総体をいう。古くはライブラリー・エコノミー (Library economy) と言われていた。広義には、図書館という職場にとらわれず、書物そのものの研究である書誌学・出版やジャーナリズムに関する研究、情報学やコミュニケーション論、特にその普

及や効果に関する心理学・教育学・社会学等々の側面からの研究なども含めていうこともある。」と、さらに図書館学教育について見るなら、図書館学教育とは「専門職としての図書館職員を志す者に対する図書館学の専門教育で大学または大学院において、主専攻（図書館専攻）として修得されるもののほか、図書館法に規定された司書および司書補の資格取得のための教育や、学校図書館法による司書教諭取得のための教育も含まれる。広義には、社会教育主事の資格取得のためのものや、さらには大学の一般教育課程などにおける、教養としての図書館学の教授や図書館利用法の指導（Library instruction）などをも含めていうこともある。」とあり、現在ではほぼこのような養成ないし教育が行われている。次に欧米の図書館学史については紙数の関係で省略するが、ここでは日本の図書館員及び養成史の概要を述べておくことにする。

日本図書館協会編の「図書館ハンドブック」の年表によれば、1910年（明治43）日本図書館協会内に図書館員養成所設置方法調査委員会を置くことあり、その時頃よりその必要性が館界にあったことが伺える。よって1912年協会は「図書館職員養成所設置建議」趣意書及び同規則案を文部省に提出した。1918年（大正7）に東京帝国大学に初めて図書館学講座が開講された。また同年、文部省は第1回府県立図書館長会議を開催、席上「図書館員養成機関の必要性」を決議した。やがて1921年（大正10）文部省は日本ではじめて図書館専門職員養成のための図書館員教習所を開所した。図書館学界で日本における図書館学及び図書館員養成教育の始まりは、それであるとか、また1903年（明治36）の日本文庫協会（現日本図書館協会）主催の図書館事項講習会であるとかの静かな論争がある。そのいずれかの時期、ないし戦後の図書館法制定（1950）、および1951年の慶応大学図書館学科の開設時の

意見もある。いずれにしても、本格的に教育ないし養成を実施してきたのは戦後である。

すなわち昭和25年制定の図書館法による規定である。法4条では図書館専門職員の名称を司書・司書補と規定し、第5条で司書の資格条件を示し、1)大学を卒業した者で第6条の規定による司書の講習を修了したもの、2)大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したものとあり、大学における図書館学はこの法的根拠に基づいて実施されている。また司書教諭については学校図書館法（昭和28年制定）並びに学校図書館司書教諭講習規程による。同講習規程附則2項では、

「文部大臣は、受講者のうち、この省令施行の日までに又は施行の日以後に大学において、第3条に規定する講習の科目の単位に相当する単位等を修得した者については、当該単位等に相当する同条に規定する講習の科目の単位を修得したものとすることができる。」とある。

各大学、短大ではこの法的根拠に基づいて文部省へ申請手続を行う。司書講習科目、司書教諭講習科目に対して大学で行う図書館学の科目が相当するか伺いを出す。講習科目と一致すれば（相当であると認められた場合）よろしいと言うことで認可される。

昭和26年には慶応大学で文学部に図書館学科が設置され、昭和28年大学基準協会が、図書館員養成課程基準の決定・次年同協会は図書館学教育基準を決定し着々と図書館学の確立に前進が見られた。

昭和30年代の図書館学開講状況を見れば次表の通りである。

1) 開講大学

大 学	開講大学
国立	48
公立	3
私立大学	26
短大	8
合計	85

2) 開講単位

開講単位	大 学
2	24
4	31
8	17
15	11
38	2

これは、文部省図書館職員養成所の調査である。開講大学は全国で85大学（短大含む）であり、85の大学の中で司書資格可能な大学11大学、司書教諭資格取得できる大学は17大学で、あとは主として国立大学で養成としての図書館学ないし教職課程の選択で設けている²⁾。

III 本学の図書館学課程の開始とその背景

1) 本学の沿革

1927年、馬田行啓・小野光洋によって設立された立正女子職業学校を母体に'53年立正学園女子短期大学を設置し、家政科を開設し、'62年英語英文科と児童科を、'63年文芸科と栄養科をそれぞれ開設した。'66年立正女子大学を設置・'76年大学名を文教大学と名称変更、これに伴い短期大学名を文教大学女子短期大学部となる。'85年湘南キャンパスが開学し、大学の情報学部と女子短期大学部(4科)が移転、'86年児童科廃止、'90年同キャンパスに国際学部設置³⁾。

2) 図書館学課程の開始 1963—

本学の図書館学課程は、まず、昭和38年の文芸科に設置した司書教諭コースにその始まりがある。設置の動機ないし手続（教授会の議決・学則変更）等の経緯については定かではないが、昭和38年度より司書教諭文芸科に開講と、「立正学園創立35年史」に出ている。

同年の学生便覧によれば、学則に次のように明記されている。

昭和38年4月1日

立正学園女子短期大学学則

第2章

第55条

本学に於ける学科目はこれを必修科目及び選択科目に分ける。その科目及び単位数は左のとおりである。

文芸科、 必修科目
 選択必修科目
 選択科目
 図書館学 8

とあって、図書館学I、IIとし、それぞれ4単位づつあり、担当者は専任がおらず、非常勤の深川恒喜、服部金太郎の両氏であった。

文芸科で、司書教諭の資格を希望する者はどのコースに属してもよいとある⁴⁾。

ところで司書教諭養成は、司書養成と同じように、二つの方法で行われている。一つは講習で、他は大学で司書教諭に関する科目を修得する方法である。

司書教諭における資格養成の法的根拠を提示すれば、学校図書館法(昭和28年8月8日・法律第185号)第5条、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。第2項、前項の司書教諭は、教諭をもって充てる。この場合において当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。」とあり、また学校図書館司書教諭講習規程(昭和29年8月6日・省令第21号)附則第2項には「文部大臣は、受講者のうち、この省令施行の日までに、又は施行の日以後に大学において、第3条に規定する講習の科目の単位に相当する同条に規定する講習の科目の単位を修得したものとすこ

とができる。」として、司書教諭講習科目を紹介すると、

司書教諭講習科目 7科目 8単位

科 目	単 位
学校図書館通論	1
学校図書館の管理と運用	1
図書の選択	1
図書の整理	2
図書以外の資料の利用	1
児童生徒の読書活動	1
学校図書館の利用指導	1

のとおりである。

講習は主として国立大学を中心に、文部大臣の委嘱を受けて毎年全国で10大学ぐらいのところで実施されている。

平成4年度は次の15大学で開講された。

北海道教育大学、宮城教育大学、山形大学、群馬大学、東京学芸大学、上越教育大学、信州大学、愛知教育大学、滋賀大学、兵庫教育大学、島根大学、広島大学、高知大学、長崎大学、宮崎大学。

司書教諭修了証書交付者は司書教諭講習開始の1954年から1991年までに148,032名になった。平成3年度だけで全国で3,203名、この修了者すなわち司書教諭有資格者は講習で、また大学における司書教諭の科目を修得した者も含んでいる⁵⁾。さて、第二つ目の資格取得方法として、先に述べたように、大学でも取得できる。すなわち、学校図書館司書教諭講習規程附則第2項の規定に基づいて各大学が文部省に一定の書類提出により認可される。

大学における司書教諭科目は、司書教諭講習科目を準拠として前述の7科目8単位(学校図書館通論1、学校図書館の管理と運用1、図書の選択1、図書の整理2、図書以外の資料の利用1、児童生徒の読書活動1、学校図書館の利用指導1)である。司書教諭だけの資格取得の科目はこれだけである。多くの大

学、短大では、司書と司書教諭の二つを同時に開講している。本来司書と司書教諭の科目は別々であるが、学校図書館司書教諭講習規程附則第3項に特例があり、司書と司書教諭の科目を開講しておれば、学校図書館通論1と学校図書館の利用指導1を除いた5科目は司書講習科目で取ればよいことである。(注旧司書講習科目にはふれない)

ところが、昭和43年3月29日司書講習科目の一部改正により、学校図書館司書教諭講習規程も次のように改正された。司書教諭講習科目は変更しないが、同講習規程附則第3項を見ると「文部大臣は、受講者のうち左表の上欄に掲げる図書館法(昭和25年法律第118号)第6条の規定による司書講習の科目について必要な単位を、当該司書講習において修得し又は図書館法施行規則の一部を改正する省令(昭和43年文部省令第5号)による改正前の図書館法施行規則(昭和25年文部省令第27号)附則第2項の規定により修得を要しないものとされた者については、それぞれ、中欄に掲げる講習の科目について下欄に掲げる数の単位を修得したものとすることができる。

上 欄		中 欄	下欄
昭和43年4月1日以後の司書講習の科目	図書館通論及び図書館活動	学校図書館の管理と運用 児童生徒の読書活動	1 1
	図書館資料論	図書の選択	1
		図書以外の資料の利用	1
	資料目録法及び資料分類法	図書の整理	2

現行の司書講習科目に準拠すれば、司書教諭科目は学校図書館通論、学校図書館の利用

指導のそれぞれ1単位と、司書講習科目の図書館通論2単位・図書館活動2単位・図書館資料論2単位・資料目録法2単位・資料分類法2単位の計12単位に相当する。

このような状況で1954年の開講から今日まで、講習と大学で司書教諭養成が続けられているが、問題点として数々あるが、まず第1に掲げるならば、学校図書館法第5条に、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」とある。これは通常の常識で考えるならば、義務設置であり必置が必要であると考えるところが、同附則第2項として司書教諭の設置の特例と言うものがある。第2項「学校には、

当分の間、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。」とある。何か矛盾がある。当分の間とは2～3年ないし長くても10年以内ではなからうか。法施行後今日までこの法律が生きている。

図書館界では法施行直後より改正運動が行われているが、現行のままである。

文部省あたり最近その見直しが検討しつつあると言うが、1日も早い司書教諭の必置と配置、さらに学校司書の制度化の実現に行政当局の配慮が望まれる。

3)石黒時代 1972～

まず、昭和40年代の図書館学開講状況を見ると、

大学における図書館学講義・単位数別開講状況 昭和40年4月1日現在

設置大学種別	単位数	2単位以上	4単位以上	8単位以上	15単位以上	38単位以上	計
国立	大学	11	12	16	3	—	42
	短期大学	—	—	—	—	1	1
	小計	11	12	16	3	1	43
公立	大学	1	—	—	2	—	3
	短期大学	—	—	—	—	—	—
	小計	1	—	—	2	—	3
私立	大学	3	4	11	18	3	39
	短期大学	5	2	7	11	—	25
	小計	8	6	18	29	3	64
計	大学	15	16	27	23	3	84
	短期大学	5	2	7	11	1	26
総計		20	18	34	34	4	110

(注) この表は、日本図書館学会総合研究大学班の調査に、文部省社会教育課の最近の資料を加えて作成した。

(注) 石塚正成著 図書館通論 明治書院 1966 P250-251より)

昭和40年代は大学の開設ブームで駅弁大学とも言われ、各地に大学、短大が新設され、何か特色ある大学、あるいは何か資格取得できるものはないかと検討し、当時の人気とし

て学生が集まると言われたものに、保育、栄養と司書であった。

本学五十年史によれば、文芸科における資格取得として「本科においては前記の通りの

司書講習科目及び単位

旧 → 新

科 目		単位	
必修科目	図書館通論	1	
	図書館実務	1	
	図書選択法	1	
	図書目録法	2	
	図書分類法	1	
	レファレンスワーク	1	
	図書運用法	1	
	図書館対外活動	1	
	児童に対する図書館奉仕	1	
	視聴覚資料	1	
選択科目	甲	学校教育と公共図書館	1
		成人教育と図書館	1
		特殊資料	1
		図書館施設	1
		図書館史	1
	乙	社会学	1
		社会教育	1
		ジャーナリズム	1
		図書解題及び図書評論	1
		図書及び印刷史	1

科 目		単位	
必修 (甲)	図書館通論	2	
	図書館資料論	2	
	参考業務	2	
	参考業務演習	1	
	資料目録法	2	
	資料目録法演習	1	
	資料分類法	2	
	資料分類法演習	1	
	図書館活動	2	
	選択科目	乙	青少年の読書と資料
図書及び図書館史			1
図書館の施設と設備			1
資料整理法特論			1
情報管理			1
丙		社会教育	1
		社会調査	1
		人文科学及び社会科学の 書誌解題	1
		自然科学と技術の書誌解題	1
		マスコミュニケーション 視聴覚教育	1

希望によっては、中学校国語科教員の資格又は司書教諭の資格が取得できるのであるが、さらに、昭和47年度から全学的に図書館司書の資格も得られるようになると、その大きな部分を本科の学生が占めるようになり、このことによって本科への志願者のいっそう多きを加えるという結果になった。」とある⁶⁾。

昭和43年図書館法施行規則が一部省令によって改正された。

ご覧の通り従来の14科目15単位から13科目19単位になった。当初文部省は本来改訂として、38単位の線をもってゆきたかったが、一気に15～38には無理が生ずるので止む得ず19単位にとどめたという。

承知のように法施行規則に準じ大学での図書館学の科目は上記の講習科目に準じ相当科目として開講しなければならない。

各大学、短大はこの改訂科目を基にして学則変更、カリキュラム変更してあらたにスタートした。本学は幸い47年度スタートであったので新しい科目を準拠としてカリキュラム編成また、それに基づいて相当科目の認定を行った。

さて本学における図書館学課程新設にあたっては、従来からの司書教諭だけではなく司書資格も同時に開講してはという要望もあったのではないかと思われる。手続としては、教授会による学則変更などであるが、その前

に開講準備委員会なるものがあつたようであるが定でない。申請書類作成にあたっては教務（高部氏あたり）と筆者も相談にのつた。

執筆は当時学園図書館に勤務していた。

さて申請は様式に基づき、司書講習相当科目単位認定についての書類にしたがってする。

学則変更（図書館学科目明記のもの）、カリキュラム、教授会議事録等）昭和46年のいつの日付かわからないが文部省へ書類を提出し、翌昭和47年4月1日付で認可、いわゆる認定され、4月より図書館学課程司書コース、司書教諭コースがスタートした。

昭和47年度の科目及び担当者は次表のとおりであった⁷⁾。

科 目	単位	担 当 者
図 書 館 通 論	2	石 黒 宗 吉 教 授
図 書 館 資 料 論	2	” ”
資 料 分 類 法	2	服 部 金 太 郎 非 常 勤 師
資 料 分 類 法 演 習	1	菅 原 春 雄 講 師
資 料 目 録 法	2	服 部 金 太 郎 非 常 勤 師
資 料 目 録 法 演 習	1	菅 原 春 雄 講 師
参 考 業 務 論	2	石 黒 宗 吉 教 授
参 考 業 務 論 演 習	1	” ”
図 書 館 奉 仕 論	2	” ”
青少年の読書と資料	2	岡 田 明 ”
資料整理法特論	2	菅 原 春 雄 講 師
情 報 管 理	2	石 黒 宗 吉 教 授
社 会 教 育	2	” ”
人 文 科 学 資 料	2	” ”
マ ス コ ミ 研 究	2	荒 牧 富 美 江 兼 任
学校図書館通論	2	長 倉 美 恵 子 非 常 勤 師
学校図書館の利用指導	2	” ”

図書館学課程は短大の一般教育に属し、石黒教授を中心に学内では菅原・荒牧・岡田の兼任また外部より非常勤の服部・長倉氏が当

つた。

学園50年史によれば、図書館学の案内として図書館学は、図書館法に基づいて図書館におかれる専門職員を司書といい、学校図書館法に基づいて学校図書館の専門的職務に従事する職員を司書教諭という。文芸科においては昭和38年度の新設当時よりこの司書教諭の資格が取得できるように、図書館学(1)図書館学(2)が科のカリキュラムに組み込まれていた。

昭和47年度には、司書、司書教諭コースが整備され、文芸科、英語、英文科の学生は、所定の単位履修により、司書または、司書教諭の資格をとることができるようになった。

前後するが、本学の教育理念は「人間をつくる」を実践していますとし三つ柱を掲げている。1. 人間愛の教育、2. 個性を尊重する少数教育、3. スペシャリストの養成を。

そして本学のスペシャリストの養成は「現代では、女性の活躍する場がますます広がりつつあり、そして各々の分野で有能なスペシャリストが求められています。本学は、この社会の要請に答えて、高度な専門教育を授け、実社会ですぐに役立つ有能なスペシャリストの養成をはかっています。」とあり、大学内でも重視していることが伺える。

授業内容は講義と演習を主として進め、石黒教授は、本学では図書館実習を課していないため、極力都内各種の図書館見学を実施した。学生は教室内では得られない数々の実践的な知識が得られたと評価されている。

また夏休みには積極的にアルバイトを進めていた。それは図書館実習にもつながるからである⁸⁾。

4) 菅原時代 1982～

昭和47年の開講当時より図書館学主任教授としておられた石黒教授は停年により退職され、引続いて筆者がその任に当り今日に至っている。昭和59年まで東京品川の旗の台校

舎にいたが移転にともない昭和60年度より茅ヶ崎の現校舎に移った。カリキュラムは法準拠であり、石黒時代と変りがないが、湘南校舎へ移転してから定員増にともない、図書館学履修者も年々増加してきた。よって従来より理論2コマから演習は3コマにした。しかしながら均等化はむづかしい。それは他の専門科目とかち合うからである。図書館見学の必要性を痛感しているが、都内への移動の時間がかかる一方、受講者100名以上で受入館が集会室が狭いとか何かでことわられることがあり、最近は中止している。

一方図書館学の教育界を見ると、カリキュラム改訂論議が進展していたようである。

再々の如くカリキュラム改訂問題は図書館法施行規則発表後より論議されていたが、1882年大学基準協会が1954年か発表したものを時代に即応した改訂カリキュラムを発表した。

図書館・情報学教育に関する基準および実施方法として、図書館専門職員には、原則として大学院において図書館、情報学等を専攻した者を充てなければならない、とし、司書系の専門職員の資格要件としては、大学の学部課程において一つの学問分野を学び、さらに大学院修士課程において図書館、情報学を修士めることが一般に望ましい」として

図書館、情報学教育に関する専門教育科目

現行の図書館学教育科目¹⁰⁾

(司書および司書教諭に関する専門教育科目)

区分	科目 (○印は司書教諭必修)	授業形態	修得単位	開講年次・期・単位				担当者	備考
				1年次		2年次			
				前	後	前	後		
必修科目 (甲群)	○図書館通論	講義	2	2				菅原 春雄	司書必修 (9科目15単位)
	○図書館資料論	講義	2	2				菅原 春雄	
	参考業務論	講義	2		2			安部 益己	
	参考業務論演習	演習	1			1		安部 益己	
	○資料目録法	講義	2	2				菅原 春雄	
	資料目録法演習	演習	1		1			菅原 春雄	
	○資料分類法	講義	2		2			菅原 春雄	
	資料分類法演習	演習	1			1		菅原 春雄	
	○図書館奉仕論	講義	2		2			菅原 春雄	
	○学校図書館通論	講義	1	1				椎野 正之	
○学校図書館利用指導論	講義	1	1				椎野 正之		
小計			17	8	5	3	1		司書教諭必修 (7科目12単位)
選択必修科目 (乙群)	青少年の読書と資料	講義	2		2			椎野 正之	司書選択必修 (各群より2科目 ずつ合計4科目 8単位以上必修)
	資料整理法特論	講義	2			2		荻 昌朗	
	情報管理	講義	2			2		荻 昌朗	
	小計		6		2	2	2		
選択必修科目 (丙群)	社会教育	講義	2			2		平塚 禪定	司書選択必修 (各群より2科目 ずつ合計4科目 8単位以上必修)
	人文・社会科学資料	講義	2			2		平塚 禪定	
	マスコミ研究	講義	2			2		中西 尚道	
	小計		6			4	2		
合計			29	8	7	9	5		

専攻科目

基礎部門

図書館・情報学概論・図書館史・社会と
図書館・学術の発達・普及と図書館等

メディア利用部門

情報メディア論・参考調査資料論・参考
調査実演・情報要求調査等

情報組織部門

情報組織論・分類・目録法、情報検索、
情報流通技術論等

情報システム部門

情報システム論・情報システム管理・図
書館建築・図書館機械化論等

関連科目

哲学、論理学、言語学、文学史、教育学、
社会学、経営学、数学、自然科学通論、
生理学、心理学、情報工学等

図書館学教育界では一応注目したが、先の如く、大学、短大における図書館学のカリキュラムは講習科目と連動しており、その方面の改訂の動きがむしろ注目されよう。

関西の近畿地区図書館学科協議会が現行のカリキュラム改訂に積極的な活動が浮び、後の活動の原動力ともなった。ついて日本図書館研究会、日本図書館協会教育部会での試案が提示とその論議から平成2年の文部省内に設置された「社会教育審議会社会教育施設分科会図書館に関するワーキング・グループによる検討会」により試案が発表され、今日また新たな論議を巻き起しているというのが現状である⁹⁾。

毎年4月教務によるオリエンテーションにより図書館学履修者が決り、さらにくわしく筆者が履修希望者を集め、資料に基づいて説明している。

受講生は文芸科と英語・英文科の二科のみであるが、文部省申請時には短大の全科で受講できると聞いている。受講生動向を見ると平均して文芸科は全体の80%が受講し、英文

科は10%が通年の動向でその1割が脱落して、よって卒業式における司書資格証明書を授与できたものは85Pのデータの如きである。

次に就職状況であるが一般的に需給のアンバランスによりむづかしいのが現実である。館界でも1割就職できれば良い方だと言う。

国家試験の中で図書館学の試験がある。大学図書館においては、一般公募によるもの、等ある。企業体に附設されている図書室・資料室・情報センターであれば、面接の際、司書の資格を有していればそこへ配転も可能である。本学においても少からず、公立図書館・大学図書館・学校図書館・専門図書館に勤めている。最近では大学図書館への就職も多くなっている。当初一般事務として採用され、配転によるもの、また有資格者故即図書館へとか、また公立図書館に就職する人も、それには地方公務員試験に合格し有資格であれば図書館へ配置させる方法と、独自の採用試験を実施し、その中から合格者を採用する方法と二面性が多くなっていることが目につく。

講師陣の変遷

昭和38年スタート時における専任は置いていなく、当時は深川恒喜、服部金太郎の両氏であった。深川氏のあと北嶋武彦氏になり、

昭和47年度

現在

図書館通論 石黒 宗吉 → 菅原 春雄

図書館資料論 石黒 宗吉

↓
高山 正也

↓
三輪眞木子 → 菅原 春雄

資料分類法 服部金太郎 → 菅原 春雄

資料分類法演習

菅原 春雄 → 菅原 春雄

資料目録法 服部金太郎 → 菅原 春雄

資料目録法演習

菅原 春雄 → 菅原 春雄

参考業務論 石黒 宗吉
 ↓
 黒木 努
 ↓
 京藤 松子 → 安部 壘巳

参考業務演習 石黒 宗吉
 ↓
 黒木 努
 ↓
 京藤 松子 → 安部 壘巳

図書館奉仕論 石黒 宗吉
 ↓
 高山 正也 → 菅原 春雄

青少年の読書と資料 岡田 明
 ↓
 阪本 一郎 → 椎野 正之

資料整理法特論 石黒 宗吉
 ↓
 菅原 春雄
 ↓
 高山 正也
 ↓
 安部 壘巳 → 荻 昌朗

情報管理 石黒 宗吉
 ↓
 高山 正也
 ↓
 安部 壘巳 → 荻 昌朗

社会教育 石黒 宗吉
 ↓
 依田 有弘
 ↓
 畑 潤
 ↓
 新保 敦子
 ↓
 荻 昌朗 → 平塚 禅定

人文科学資料 石黒 宗吉
 ↓
 安部 壘巳
 ↓
 荻 昌朗 → 平塚 禅定

マスコミ研究 荒牧富美江
 ↓
 小島 良彦 → 中西 尚道
 学校図書館通長倉美恵子 → 椎野 正之
 論・学校図書館の利用指導

次に本学における司書・司書教諭資格状況を昭和48年度より調べた結果、次表のとおりである。

司書・司書教諭資格取得者数（平成4年3月31日現在）

卒業 年度	司 書			司 書 教 諭			備 考
	文 芸	英語英文	計	文 芸	英語英文	計	
S48	50	18	(1) 69			14	司書児1名
49	53	31	84				
50	58	25	83	5	1	6	
51	71	31	102				
52	81	31	112	14	4	18	
53	54	37	91	11	1	12	
54	63	38	101	14	5	19	
55	68	30	98	7	2	9	
56	74	37	111	15	3	18	欠番1名
57	57	17	74	6	4	10	
58	66	22	88	21	4	25	
59	44	13	57	5	0	5	
60	35	17	52	6	0	6	
61	126	20	146	19	0	19	
62	107	12	119	20	4	24	
63	116	6	122	18	0	18	欠番1名
H1	107	14	121	21	1	22	
2	79	20	99	6	2	8	
3	84	13	97	3	1	4	
計	1,393	432	1,826	191	32	237	

IV 我が国における図書館員養成の現状

本学の図書館学課程の概況をひとまず終えて、日本における図書館学教育及び図書館員養成の状況を知ることも必要であるので、ここに紹介する。我が国における図書館学教育は大きく二つに分けることができる。

○大学での教育及び養成

大学院レベルで実施する場合、例えば、東京大学・京都大学・慶応義塾大学・図書館・情報大学・大学の学部レベルでは上記のほか

東洋大学・愛知淑徳大学・次に司書課程と言われるところ、他の専門科目とあわせて、在学中図書館に関する科目を履修すれば、卒業時に司書の資格が得られる。さらに通信教育で図書館に関する所定の科目を履修すれば司書の資格が得られる。最新のデータによれば、全国の大学・短大で司書・司書教諭資格付与大学は次表のとおりである。

	司書	司書教諭
国立大学	7	17
公立大学	4	4
私立大学	81	73
公立短大	2	2
私立短大	84	75
	合計 178	合計 171

注) 日本図書館協会, 図書館はいま, 白書日本の図書館1992, JLA P159

○講習による養成

図書館法施行規則に基づき、司書・司書補の講習が文部大臣委嘱により昭和26年度より実施され、司書講習科目が43年一部省令により改正され、従来の15単位から19単位になり、演習も加わった。当初は図書館に勤務されている方への資格付与の暫定講習であったが、最近は初心者や大学生も多くなってきた。

講習実施大学は毎年文部大臣の委嘱を受け主に夏期2カ月間集中して実施している。

ちなみに平成4年度司書講習実施大学は次の富士大学・図書館情報大学・鶴見大学・愛知学院大学・桃山学院大学・広島文教女子大学・九州国際大学・別府大学の8大学で行われた¹¹⁾。

V 問題点と今後の展望

今、大学は改革期を迎えている。周知の如く18才人口減少にともなう大学進学率の低下等で、各大学はそれに対処すべき種々の検討を行っている。一方文部省は大学・短大の設置基準の改正を91年7月に行い、それにもなると各大学ではそれに準拠すべき方向で、カリキュラムの変更・並びに自己評価も同時に進められているところである。

図書館学の教育界においても、館界の進展と要望に対処すべきカリキュラムの充実と現行カリキュラムの改訂の論議が進められてい

る昨今である。今や大学の門戸が広く開放され、図書館学の学問水準と領域が進展して大学に定着し資格取得希望者が大量に押し寄せている現状の中で、本学の図書館学課程も今年で20年の節目を迎えた。そしてこれから21世紀へと前進するわけだが、問題点、課題も少からず存在している。

全国で図書館学を開講しているところは、司書で、178大学、司書教諭で171大学で開講されているが、担当の専任教員の配置は多くって2～3名(学科は別として)中には専任を配置せず、非常勤で実施されているところもあり、専任でも館長退職により教壇へと気楽な職場と受けとめられている傾向もあり教員の質も今後問われなければならない。

また問題点とすれば、大学における図書館学のカリキュラムである。通常であれば、設置基準に明示された科目に準拠して編成されるのであるが、図書館学にあつては、従来から、すなわち、図書館法施行規則時より、大学における図書館に関する科目は同規則によるとあり、現行のままである。よって大学における図書館の科目(図書館学講座に図書館学課程、司書課程)は司書講習を基にして、大学ではそれに相当する科目を設定して、司書講習科目はこれが担当する、それでよいか文部省に打診し、それでよろしいとなれば、開講という段階にあり、そこにおいて司書の資格が得られるシステムになっている。

大学ではコアカリキュラムを基に独自の科目編成を実施したいが、司書資格を出すとなれば施行規則に拘束される。

大学で独自のカリキュラム編成するとすれば設置基準を基に、図書館学科という学科申請をしなければならない。

大学においては図書館学教育としての開講と資格取得のための、いわゆる図書館員養成の二本立システムである故、同一されたカリキュラムも大変であろう。

大半の大学、短大では司書資格付与のための講座課程である。

最近資格基準として大卒の卒の排除とか、学歴偏重の見直しも検討されているとか、新聞紙上に報じられている¹²⁾。

当面大学・短大では現行の司書講習科目に準拠しなければならない。承知の如く昭和43年の図書館法規則の一部省令による改訂が現行実施されているものである。

この現行科目も施行時から20年以上も経過し、図書館界の進化に対応できなくなっている。時代と進化に即応した図書館学のカリキュラムが望まれるわけであるが、20年の経過には幾多の改革試案が公表されたが、今だに実現されていない。

最近また、あらたなカリキュラム論議がなされている¹³⁾。

平成4年文部省は図書館法による望ましい基準を発表した。これも図書館界にとっては画期的なことである。同時に文部省内に委員会を設け、司書講習科目の見直し検討がされている今日今頃で、図書館学担当者はそれに注目しているところで、それが公表されれば各大学はそれにしたがったカリキュラム編成をしなければならないからである。

現行のカリキュラムから次表のような試案

科目と単位

生涯学習概論	1
学習情報提供・学習相談	1
学習方法、評価	1
図書館通論	1
図書館活動と図書館の経営	3
図書館資料	2
資料組織法	2
情報管理(情報検索)	2
情報サービス	2
図書館演習	3
図書館特講	2

が発表され、今後の成り行きが注目される。

VI おわりに

今年は図書館界で記念すべき行事があった。それは日本図書館協会が創立され、今年で100年を迎えたことである。本学の図書館学課程もどうやら20年目の節目を迎えた。筆者も図書館学課程創設から関係した者として、その責任上からも20年の経過を記録することも後の記録として、また今後の充実のためにも参考になればと思い総括的にまとめたつもりであるが、当時の記録も残っておらず、また時間もなくこんな結果になってしまった。補記等は別な機会、例えば80年史、100年史に追記又、機会があれば小冊子「文教大学女子短期大学部図書館学課程20年史」仮称を作成してみたい。

さて、今日、情報化社会、国際化時代、生涯学習時代と言われ、情報環境の変化に対応した高度な文献知識、情報活用能力(Literacy)を身につけた人材が要求され、それに即応した知識教養が問われる。幸い本学にはそれに即応した、情報処理技術としての図書館学を開設している。このような技術・知識を全学的に開講してほしいことである。

次に、平成4年4月6日短大の教授会が開かれ、学長が改正短期大学設置基準に関する本学の対応についての第一次答申に対し、学長は教職課程、図書館学課程、栄養士課程は現行のまま残し、継続してほしい旨の発言があった。よって対策委員会は、教職、図書館学においては別途、組織を設けて審議することになった。それを受けて第1回仮称教職、司書課程委員会を発足させ、今後の課題に取り組んでいくことになった。

終りに20年史はとくに日本の図書館学教育界の動向と平行して本学の歩みを考察してきた。(1992.8.29.)

〈参考資料〉

各大学で節目として20年史、30年史を刊行している。例えば、尾崎豊子、四国女子大学図書館学教育10年の歩み、四国女子大学研究紀要第23集、P37-42(1978) 浜崎邦子 大阪樟蔭女子大学図書館学教育20年の歩み 大阪樟蔭女子大学論集第22号 P197-209(1985)

高橋和子 相模女子大学図書館学教育25年の歩み 相模女子大学紀要50 P143-159(1987)

松村信美 中京大学における司書課程の歩み 中京大学図書館学紀要第10号 P3-13(1989) 又冊子としては女子聖学院短期大学司書課程15年史 同大学 1990 相模女子大学図書館学教育30周年記念誌 相模女子大学司書、司書教諭課程 1991 他

〈注〉

- 1) 本学学生便覧昭和38年度・昭和47年度
- 2) 日本図書館協会編 図書館ハンドブック 第5版 日本図書館協会 1990
Heortsill Younged ALA図書館情報学辞典 丸善 昭和63
日本図書館協会 図書館ハンドブック 1963 P63 日本図書館協会編図書館用語集 日本図書館協会 1988

- 3) 文教大学女子短期大学部1992入学案内
- 4) 本学学生便覧昭和38年度・立正学園創立35年史 昭和36
- 5) 全国学校図書館協議会 学校図書館速報版 第1360号 第1363号 (1992)
- 6) 立正学園五十年史 昭和52 P235
- 7) 本学学生便覧 昭和47年度
- 8) 6と同じ 同60年史 3と同じ
- 9) 菅原春雄 図書館員養成におけるカリキュラムの諸問題 文教大学女子短期大学部研究紀要第31集 P107-120(1987)
——図書館員養成とカリキュラム改訂の動き LISN No.69 P69-72(1992)
- 10) 本学学生便覧 1992
- 11) 9と同じ
日本図書館協会 図書館はいま白書—日本の図書館1992 日本図書館協会 1992 P159 平成4年度司書、司書補講習実施大学 図書館雑誌 vol 86. No5 P270(1992)
- 12) 朝日新聞92.7.30「図書館司書ら資格要件「大卒なくす方向へ」生涯学習審答申受け文部省検討
- 13) 9と同じ、渡辺信一・柴田正美 司書・司書補講習科目の内容改正—最近の動き— 図書館界 vol 44. No2 P76-80(1992)